

医療費控除、社会保険料控除に使用する証明書の発送について

確定申告の際に、医療費控除に使用する「医療費通知」、社会保険料控除に使用する「納付済額のお知らせ」の発送時期は次のとおりです。

通 知	制 度	対 象	発送時期 (予定)
医療費通知	国民健康保険	令和3年1月～11月診療分	1月下旬
		令和3年12月診療分	2月下旬
	後期高齢者医療	令和3年1月～11月診療分	2月中旬
		令和3年12月診療分	3月中旬
納付済額のお知らせ	国民健康保険	令和3年1月～12月納付分	1月下旬
	後期高齢者医療		
	介護保険		

問医療費通知

国民健康保険 町民課 ☎内線274

後期高齢者医療 神奈川県後期高齢者医療広域連合 ☎045(440)6700(代表)

納付済額のお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療 町民課 ☎内線274

介護保険 福祉課 ☎内線316

固定資産税の手続きは忘れずに

固定資産税に関し、次に該当する方は、1月31日(月)までに手続きをお願いします。詳細は、お問合せください。

内 容	必要な手続き
納税義務者の方が亡くなった場合	町税相続人代表者指定届兼 固定資産現所有者申告書の提出
町外にお住まいの納税義務者の方が住所等を変更された場合	住所・氏名(所在地・名称)変更届の提出
納税通知書等の送付先を新たに指定、変更または廃止したい場合	送付先指定届出書の提出
共有固定資産の共有代表者を変更する場合	共有代表者変更届の提出
登記されている家屋を取り壊した場合 (滅失登記が令和3年中に未完了の場合のみ)	家屋滅失届の提出
登記されていない家屋を取り壊した場合	
登記されていない家屋を新たに取得した場合	家屋所有者届出書の提出
登記されていない家屋の名義を変更する場合	未登記家屋所有者変更届出書の提出
家屋を令和3年1月2日～令和4年1月1日の間に 新築または増築し、町の家屋調査を受けていない場合	税務課への連絡
土地を新たに住宅の敷地として使用することとした場合	住宅用地申告書の提出
住宅の敷地としていた土地を別の用途で 使用することとした場合	
耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修または 長期優良住宅に係る固定資産税の減額の特例措置を 受けようとする場合	各種申告書の提出 ※要件等については、お問合せください。
償却資産を所有している場合	償却資産申告書の提出

登記されていない家屋を新たに取得した場合

「家屋」とは、次の3つの要件を全て満たすものをいいます。

①屋根や壁が有り、風雨をしのぐことができること。(外気分断性)

※通気性を必要とする建物(例:車庫)など、壁が完全にふさがっていないものでも、外気分断性があると判断される場合があります。

②永続的に、基礎などで土地に定着して使用できること。(定着性)

※コンクリートブロックの上に簡易な物置やコンテナを載せただけのものは、定着性がないものと判断します。

③居宅、作業所、貯蔵庫などの用途として使用できる状態であること。(用途性)



問税務課 ☎内線255